

山梨県地域観光事業支援（全国旅行支援）業務に係る質問への回答について

質問内容	回答内容
<p>業務委託仕様書 項番6 (3) イ 「地域クーポン作成期限」についてご質問です。</p> <p>地域クーポンが制作完了している期限でしょうか？</p> <p>もしくは、地域クーポンを配布する宿泊施設に配送が完了している期限でしょうか？</p> <p>作成期限の定義をご教示お願いいたします。</p>	<p>作成期限は、地域クーポンの作成が完了している期限を指します。</p> <p>【理由】</p> <p>新クーポンは8/1（月）宿泊分以降に付与開始予定のため、7/25の週に各事業者に一斉配布するには、7/22（金）までに事務局にて納品・配布できる体制を整えておく必要があるため。</p> <p>なお、開始予定日（7/15）宿泊分においては、既存の「やまなしグリーン・ゾーン宿泊割りクーポン券」を旧事業との区分を明確化したうえで、活用してもらうことを想定しています。</p>